

口蹄疫への対応について（第23報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県
4月16日までに近隣農場、疫学関連農場あわせて約450戸を含む14,308戸の立入検査を終了。
 - (2) 熊本県
4月16日までに5,046戸の立入検査が実施され、1,945戸について診療獣医師による報告があった。
 - (3) 鹿児島県
4月16日までに3,904戸の立入検査が実施され、7,631戸について診療獣医師による報告があった。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況（4月16日までの報告）

畜種	立入検査戸数	獣医師報告戸数	合計
乳用牛	10,237	31,391	41,628
肉用牛	23,157	30,455	53,612
豚	2,912	2,379	5,291

- 4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4月16日現在）

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	21,991	21,991
熊本県	3,882	1,405
鹿児島県	4,007	4,007
その他	7,935	3,793
計	37,815	31,196

- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先 畜産局衛生課	
代 表	表：3502-8111 (内線4619)
夜間直通	表：3502-8388
担 当	当：小倉、小野寺

口蹄疫への対応について（第24報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県
4月17日までに近隣農場、疫学関連農場あわせてのべ約520戸を含む14,308戸の立入検査を終了。
 - (2) 熊本県
4月17日までに5,449戸の立入検査が実施され、2,089戸について診療獣医師による報告があった。
 - (3) 鹿児島県
4月17日までに4,014戸の立入検査が実施され、8,554戸について診療獣医師による報告があった。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況(4月17日までの計)

畜種	立入検査戸数	獣医師報告戸数	合計
乳用牛	10,446	32,899	43,345
肉用牛	23,907	31,673	55,580
豚	2,985	2,450	5,435

- 4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況(4月18日現在)

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	23,490	22,838
熊本県	3,882	2,397
鹿児島県	4,060	4,052
その他	9,093	3,793
計	40,525	33,080

- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先	
畜産局衛生課	
代 表	: 3502-8111 (内線4619)
夜間直通	: 3502-8388
担 当	: 小倉、小野寺

平成 12 年 4 月 20 日 12 時
畜産局衛生課

今後の口蹄疫の防疫対策について（第 25 報）

- 1 今回発生した口蹄疫については、①患畜・疑似患畜の摘発が 3 農場に限られていること、②初発農場の周辺の農場、人や車の往来等で関連のある農場においても臨床的に異常を示すものはなく、抗体検査においても異常は認められていないことから、空気伝播の可能性は極めて低く、また、その感染力も従来知られているものに比べ低いと考えられる。
このため、移動制限地域の範囲について、国際獣疫事務局（OIE）が防疫地域の最小範囲として定める「発生農場を中心とする半径 10 km の範囲」を基準として採用しても、十分まん延防止が可能と判断される。
- 2 以上を踏まえ、また、4 月 21 日深夜までに移動制限地域及び搬出制限地域における抗体検査が一通り終了する（検査終了によって再検査が必要な全農場が判明する）ことから、所要の手続きを経た後、4 月 23 日午前 0 時をもって、①初発農場から半径 50 km の搬出制限地域の解除をするとともに、②初発農場から半径 20 km の移動制限地域を、4 月 3 日及び 4 月 9 日に患畜・疑似患畜が確認された各々 1 農場を中心とした半径 10 km の地域に変更することとする。
- 3 これと併せて、再検査が必要な農場については、農場隔離下での検査プログラムの対象とし、清浄性の確認を行うこととしている。その場合、当該農場に対しては、家畜伝染病予防法第 14 条第 3 項に基づく隔離の指示が行われる。
- 4 3 による検査の結果、患畜又は疑似患畜が確認された場合には、当該農場を中心とする半径 10 km の移動制限地域が新たに設定される。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]
の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先 畜産局衛生課 代 表：3502-8111 (内線4619) 夜間直通：3502-8388 担 当：小倉、小野寺

口蹄疫への対応について（第26報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 疑似患畜確認県及び隣接県での立入検査状況
 - (1) 宮崎県
4月19日までに近隣農場、疫学関連農場あわせてのべ約520戸を含む14,308戸の立入検査を終了。
 - (2) 熊本県
4月19日までに6,144戸の立入検査が実施され、2,174戸について診療獣医師による報告があった。
 - (3) 鹿児島県
4月19日までに4,209戸の立入検査が実施され、9,119戸について診療獣医師による報告があった。
- 3 その他の都道府県での立入検査等の状況(4月19日までの概)

畜種	立入検査戸数	獣医師報告戸数	合計
乳用牛	11,329	36,906	48,235
肉用牛	27,134	32,960	60,094
豚	3,243	2,590	5,833

- 4 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況(4月20日現在)

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	23,495	22,838
熊本県	5,058	2,397
鹿児島県	4,090	4,052
その他	10,985	3,953
計	43,628	33,240

なお、移動制限地域及び搬出制限地域内における一通りの血清サーベイランスは4月21日深夜までに完了の予定。

- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先	
畜産局衛生課	
代 表	表：3502-8111 (内線4619)
夜間直通	表：3502-8388
担 当	当：小倉、小野寺

今後の口蹄疫の防疫対策について（第 27 報）

- 1 4月21日深夜までに移動制限地域及び搬出制限地域における抗体検査が一通り終了したことから、4月23日午前0時をもって、①初発農場から半径50kmの搬出制限地域の解除をするとともに、②初発農場から半径20kmの移動制限地域を、4月3日及び4月9日に患畜・疑似患畜が確認された各々1農場を中心とした半径10kmの地域に変更することとする。
- 2 これと併せて、抗体検査の結果、清浄性を確認するために更なる検査が必要な農場については、農場隔離検査プログラムの対象とし、必要な検査を行うこととしている。
農場隔離検査プログラムの対象となる農場は、現時点においては全国で25戸となっている。

○ 農場隔離検査プログラムの概要

口蹄疫の抗体検査（スクリーニング検査）の結果、直ちに清浄農場と確認できなかった農場について、家畜伝染病予防法第14条第3項の規定に基づき、家畜の隔離を指示するとともに、家畜防疫員等による監視の下に消毒等のまん延防止措置を実施しつつ、抗体検査と併せてプロバング検査（牛の咽喉頭粘液を採取してウイルスの有無を確認する検査）を実施し当該農場の清浄性の確認を行う。

なお、この検査プログラムは、日本獣医学会を代表する6人の研究者（土井邦雄[日本獣医学会理事長]東京大学農学部教授、高橋英司[日本獣医学会理事]東京大学農学部教授、吉川泰弘東京大学農学部教授[人畜共通感染症]、高嶋郁夫北海道大学獣医学部教授[獣医公衆衛生学]、小沼操[日本獣医学会副理事長]北海道大学獣医学部教授、平井克哉岐阜大学農学部教授[家畜微生物学]）の評価を受けている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

	問	合	わ	せ	先			
	畜	産	局	衛	生	課		
代	表	：	3	5	0	2	－	8 1 1 1
								(内線 4 6 1 9)
夜	間	直	通	：	3	5	0	2
担	当	：	小	倉	、	小	野	寺
								－ 8 3 8 8

口蹄疫への対応について（第 28 報）

- 1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 3 月 25 日 14 時以降実施されてきた移動制限等の防疫措置については、4 月 23 日午前 0 時をもって、①初発農場から半径 50 km の搬出制限地域が解除されるとともに、②初発農場から半径 20 km の移動制限地域は、4 月 3 日及び 4 月 9 日に患畜・疑似患畜が確認された各々 1 農場を中心とした半径 10 km の以下の地域に変更された。

宮崎市（二級河川清武川より南に位置する区域を除く。）、清武町（大字木原の区域を除く。）、田野町（日豊本線より北に位置する区域に限る。）、高岡町、国富町、綾町、高城町（大字四家の区域に限る。）及び野尻町（大字紙屋の区域に限る。）

- 3 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4 月 23 現在）

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	23,495	23,495
熊本県	5,058	3,868
鹿児島県	4,090	4,070
その他	10,985	9,044
計	43,628	40,477

- 4 4 月 23 日までの抗体検査の結果、再検査対象の 361 戸のうち、223 戸については清浄性が確認され、残る農場のうち 107 戸が再検査中、31 戸が現時点で農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線 4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

23日0時から適用される移動制限区域



【移動を禁止する区域】

市町村名	区域
宮崎市	二級河川清武川より南に位置する区域を除く
清武町	大字木原の区域を除く
田野町	日豊本線より北に位置する区域に限る
高岡町	全域
國富町	全域
綾町	全域
高城町	大字四家の区域に限る
野尻町	大字紙屋の区域に限る

プレスリリース

平成12年4月25日16時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第29報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 4月23日から設定されている移動制限地域については、4月26日午前0時をもって、野尻町紙屋地区及び高城町四家地区が解除され、4月9日に患畜・疑似患畜が確認された農場を中心とした半径10kmの以下の地域に変更となる。

宮崎市（二級河川清武川より南に位置する区域を除く。）、清武町（大字木原の区域を除く。）、田野町（日豊本線より北に位置する区域に限る。）、高岡町、国富町及び綾町

- 3 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4月24日現在）

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	24,140	23,495
熊本県	6,667	5,058
鹿児島県	4,091	4,090
その他	14,508	11,022
計	47,151	43,665

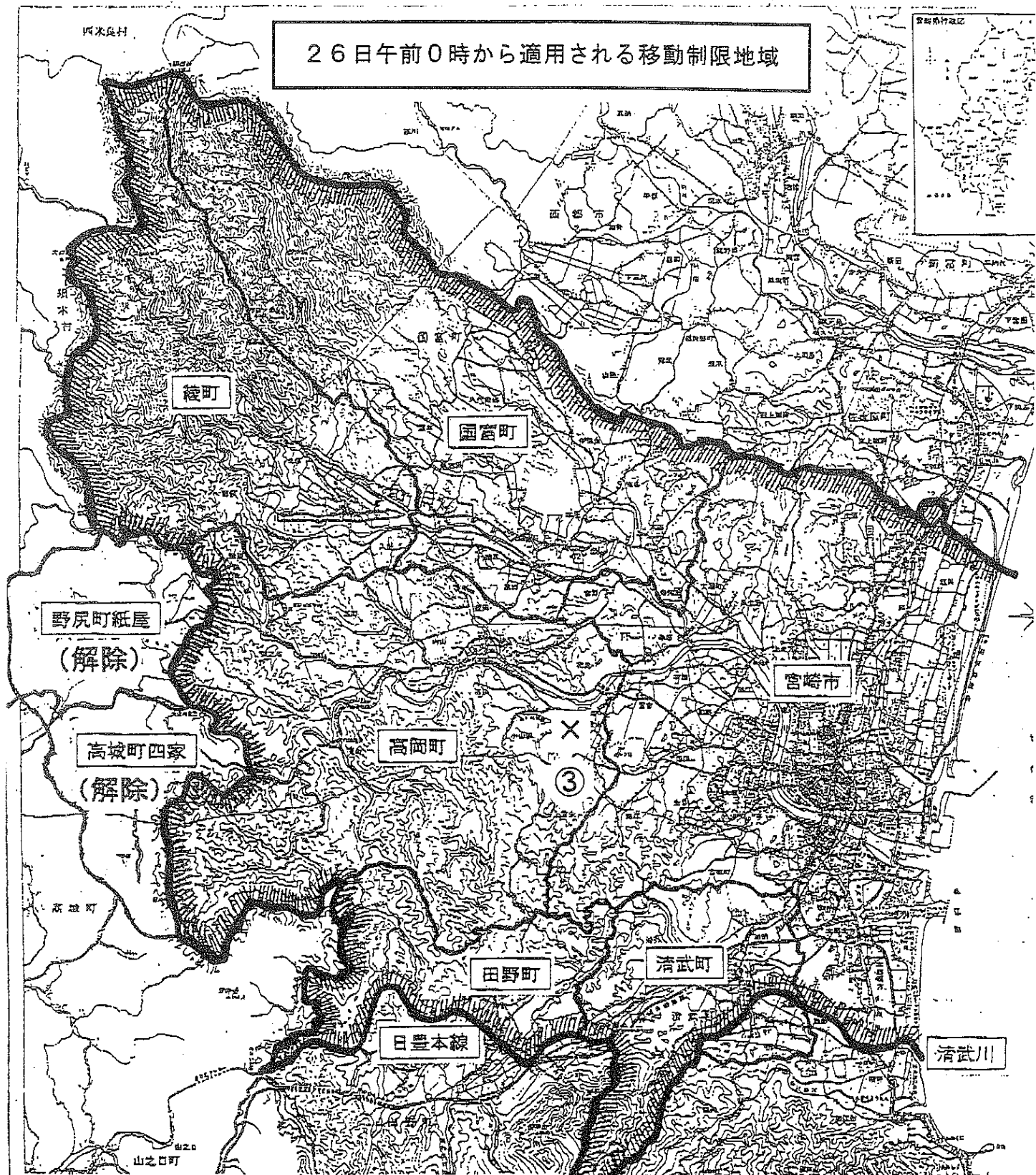
- 4 4月24日までの抗体検査の結果、再検査対象の362戸のうち、263戸については清浄性が確認され、残る農場のうち63戸が再検査中、36戸が現時点で農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

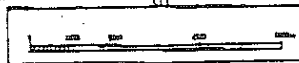
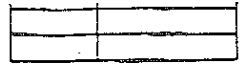
問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

26日午前0時から適用される移動制限地域



【移動を禁止する区域】

市町村	区	域	備考
宮崎市	二級河川清武川より南に位置する区域を除く		継続
清武町	大字木原の区域を除く		
田野町	日豊本線より北に位置する区域に限る		
高岡町	全域		
国富町	全域		解除
綾町	全域		
高城町	大字四家の区域に限る		解除
野尻町	大字紙屋の区域に限る		



平成12年4月26日16時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第30報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 4月23日から設定されている移動制限地域については、4月26日午前0時をもって、野尻町紙屋地区及び高城町四家地区が解除され、4月9日に患畜・疑似患畜が確認された農場を中心とした半径10kmの以下の地域となっている。

宮崎市（二級河川清武川より南に位置する区域を除く。）、清武町（大字木原の区域を除く。）、田野町（日豊本線より北に位置する区域に限る。）、高岡町、国富町及び綾町

3 これまでのウイルス検査の結果

4月9日（3例目）に疑似患畜と診断された牛の材料から農林水産省家畜衛生試験場において分離された口蹄疫ウイルスについて、その遺伝子の塩基配列を解析したデータを英国家畜衛生研究所（世界口蹄疫リファレンス研究所）に送付していたところ、3月25日（1例目）に疑似患畜と診断された牛において確認されたウイルス遺伝子と同じウイルス由来の遺伝子であるとの結果が得られ、いずれのウイルス株も「O型/JPN/2000株」との名称で登録された。

- 4 4月25日までの抗体検査の結果、再検査対象の390戸のうち、267戸については清浄性が確認され、残る農場のうち86戸が再検査中、37戸が現時点で農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

口蹄疫への対応について（第 31 報）

1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。

2 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4 月 26 日現在）

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	24, 135	24, 135
熊本県	6, 667	5, 820
鹿児島県	4, 091	4, 091
その他	12, 284	10, 364
計	47, 177	44, 410

3 4 月 26 日までの抗体検査の結果、再検査対象の 397 戸のうち、271 戸については清浄性が確認され、残る農場のうち 86 戸が再検査中、40 戸が現時点で農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先	
畜産局衛生課	
代	表：3502-8111 (内線4619)
	夜間直通：3502-8388
担	当：小倉、小野寺

口蹄疫への対応について（第 3 2 報）

1 平成 12 年 4 月 9 日宮崎県下高岡町の 1 戸（16 頭）の疑似患畜発生後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。

2 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清の検査状況（4 月 27 日現在）

	受入検体数	検査済検体数
宮崎県	24, 135	24, 135
熊本県	6, 667	6, 588
鹿児島県	4, 091	4, 091
その他	12, 284	12, 282
計	47, 177	47, 096

3 4 月 27 日までの抗体検査の結果、再検査対象の 404 戸のうち、274 戸については清浄性が確認され、残る農場のうち 89 戸が再検査中、41 戸が現時点で農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線 4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

口蹄疫への対応について（第33報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜確認後、現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 4月9日に患畜・疑似患畜が確認された農場を中心とした半径10kmの以下の移動制限地域については、5月2日午前0時をもって解除となる。

宮崎市（二級河川清武川より南に位置する区域を除く。）、清武町（大字木原の区域を除く。）、田野町（日豊本線より北に位置する区域に限る。）、高岡町、国富町及び綾町

- 3 各県から家畜衛生試験場へ送付された血清については、4月28日までにほぼ検査を終了した。
- 4 4月30日までの抗体検査の結果、再検査対象の404戸のうち、333戸については清浄性が確認され、残る農場のうち27戸が再検査中、44戸が農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

平成12年5月2日15時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第34報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜確認後、現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 口蹄疫の患畜・疑似患畜の確認に伴い設定されていた移動制限地域は、5月2日午前0時をもってすべて解除された。
- 3 5月1日までの抗体検査の結果、再検査対象の405戸のうち、360戸については清浄性が確認され、残る農場のうち21戸が再検査中、24戸が農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

平成12年5月5日15時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第35報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜確認後、
現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 5月4日までの抗体検査の結果、再検査対象の405戸のうち、378戸
については清浄性が確認され、残る農場のうち1戸が再検査中、26戸が農
場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の
「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代 表：3502-8111

（内線4619）

夜間直通：3502-8388

担 当：小倉、小野寺

平成12年5月8日16時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第36報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜確認後、現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 5月7日までの抗体検査の結果、再検査対象の405戸のうち、389戸については清浄性が確認され、残る16戸が農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代 表：3502-8111

（内線4619）

夜間直通：3502-8388

担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

平成12年5月9日16時

畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第37報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜確認後、現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 5月8日までの抗体検査の結果、再検査対象の405戸のうち、391戸については清浄性が確認され、残る14戸が農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代 表：3502-8111

（内線4619）

夜間直通：3502-8388

担 当：小倉、小野寺

平成12年5月10日15時

畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第38報）

- 1 平成12年4月9日宮崎県下高岡町の1戸（16頭）の疑似患畜確認後、現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 5月9日までの抗体検査の結果、再検査対象の405戸のうち、395戸については清浄性が確認され、残る10戸が農場隔離検査プログラムの対象となっている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代表：3502-8111

（内線4619）

夜間直通：3502-8388

担当：小倉、小野寺

口蹄疫の疑似患畜の確認について（第 3 9 報）

1 確認の場所

北海道本別町に所在する肥育農家 1 戸（飼養頭数乳雄、F 1 等約 7 0 0 頭）

2 確認の経緯

- (1) かねてから農場隔離検査プログラムの対象となっていた上記農場のけい養牛 2 頭（約 7 ヶ月令の乳雄）から口蹄疫ウイルスの遺伝子の断片が検出されたため、当該牛 2 頭とその同居牛全頭を口蹄疫ウイルスに感染した疑いがある「疑似患畜」と診断した。
- (2) なお、4 月 2 1 日以降現在まで実施してきた農場隔離検査プログラムによる検査対象農場は、5 月 1 0 日夜時点で 4 戸まで減少していたが、同農場はそのうちの 1 戸であった。

3 当面の措置

- (1) 疑似患畜が確認された農場の飼養牛全頭を疑似患畜として殺処分し、畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等を実施するとともに、同農場を中心として半径 1 0 k m の範囲を移動制限地域とすることとしている。
- (2) 今後は、移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場について調査を行うとともに、移動制限地域における家畜の移動禁止の徹底、車両消毒等の防疫措置を行うこととしている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3 5 0 2 - 8 1 1 1
 (内線 4 6 1 9)
夜間直通：3 5 0 2 - 8 3 8 8
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいくありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年5月12日17時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第40報）

1 疑似患畜確認農場における防疫措置

5月11日に口蹄疫の「疑似患畜」が確認された北海道本別町の農場では、12日午前10時から農場周囲の交通遮断を行い、「疑似患畜」（全飼養牛705頭）の殺処分及び埋却、畜舎等の消毒、汚染物品等の焼却等が順次行われている。これらの措置が完了するには、一両日程度を要する見込みである。

2 移動制限地域等における防疫措置

「疑似患畜」が確認された農場を中心として以下の半径10kmの移動制限地域を設定するとともに、11カ所の消毒ポイントを設置して車両消毒等の防疫措置を行っている。

本別町（上押帯、押帯1から4、上美蘭別、下美蘭別、高美蘭別、美里別東上、美里別西上、負箆2、ラウンベ、勇足西1から5、美里別川と道道美里別本別停車場線及び道道本別留辺薬線と町境界線で囲まれる地域を除く東活込、西活込の各地区）、音更町（東音更豊田東6線迂回より東、かつ豊田13号より北の地域）、士幌町（東三線より東の地域）、上士幌町（柏葉、信愛、双葉の各地区）及び池田町（常磐地区。ただし、利別川と道道下居辺高島停車場線及び町道ケナシバ原野線で囲まれた地域を除く。）

3 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等

移動制限地域内にある全農場（乳用牛農家（乳肉複合を含む）102戸、肉用牛その他農家31戸）及び疑似患畜確認農場と疫学的に関連のある農場について清浄性確認の調査を開始している。

4 農場隔離検査プログラムの状況

4月21日以降実施してきた農場隔離検査プログラムの対象農場は、5月11日夜までに「疑似患畜」が確認された農場以外のすべてについて清浄であることが確認された。

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

	問い合わせ先
	畜産局衛生課
代 表	: 3 5 0 2 - 8 1 1 1
	(内線 4 6 1 9)
夜間直通	: 3 5 0 2 - 8 3 8 8
担 当	: 小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 13 日 19 時
畜 産 局 衛 生 課

口蹄疫への対応について（第 4 1 報）

1 「疑似患畜」確認農場における防疫措置

5 月 1 1 日に北海道本別町で疑似患畜が確認された農場においては、1 2 日から殺処分を開始した。

本日も引き続き疑似患畜の殺処分及び埋却、畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等が行われている。

2 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等

(1) 移動制限地域内にある農場 1 3 3 戸（乳用牛 1 0 2 戸、肉用牛等 3 1 戸）の清浄性確認のため立入検査を実施している。

1 2 日までに 1 2 戸の立入検査を行い、2, 6 3 5 頭に臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（3 6 0 頭）を行った。

(2) 疑似患畜確認農場と疫学的関連のある農場については、現在調査を進めているところである。

3 「疑似患畜」のその後の検査結果

(1) 当該農場の飼養牛から検出された口蹄疫ウイルス遺伝子の断片について、家畜衛生試験場でその塩基配列を分析していたところ、その塩基配列は宮崎県で分離されたウイルスと同一の塩基配列であるとの結果が得られた。

今後は、感染経路等の疫学的調査を進めることとしている。

(2) これにより、口蹄疫ウイルス遺伝子の断片が検出された 2 頭の「疑似患畜」については「患畜」として取り扱うこととするが、現在実施している家畜伝染病予防法に基づく防疫措置（移動制限の地域の範囲、措置等）は、患畜である場合と同等の措置であるので、今回の結果により変更されない。

(参考)

3月25日宮崎県宮崎市1戸 10頭 患畜
(4月4日に疑似患畜から変更)

4月 3日宮崎県高岡町1戸 9頭 疑似患畜

4月 9日宮崎県高岡町1戸 16頭 [患畜10頭、疑似患畜6頭]
(4月14日に10頭が疑似患畜から変更)

5月11日北海道本別町1戸705頭 [患畜2頭、疑似患畜703頭]
(5月13日に2頭が疑似患畜から変更)

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることは一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 14 日 12 時
畜産局 衛生課

口蹄疫への対応について（第 4 2 報）

1 「疑似患畜」確認農場における防疫措置

5 月 11 日に北海道本別町で疑似患畜が確認された農場においては、12 日から殺処分を開始した。

本日も引き続き疑似患畜の殺処分及び埋却、畜舎等の消毒、汚染物品の焼却等が行われている。

2 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等

(1) 移動制限地域内にある農場 133 戸（乳用牛 102 戸、肉用牛等 31 戸）の清浄性確認のため立入検査を実施している。

13 日までに 91 戸の立入検査を行い、16,358 頭に臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（2,399 頭）を行った。

(2) 疑似患畜確認農場と疫学的関連のある農場については、現在調査を進めているところである。

3 その他

・ 本日、宮崎県庁及び宮崎県経済連より北海道庁に対し未使用の防疫資材（防疫衣等）の提供がなされている。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線 4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいくつありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありせん。

平成12年5月15日12時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第43報）

1 「疑似患畜」確認農場における防疫措置

5月11日に北海道本別町で確認された疑似患畜（うち2頭は13日に「患畜」と確認。）705頭については、15日午前中に全頭が殺処分の上埋却された。

2 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等

- (1) 移動制限地域内にある農場139戸（乳用牛108戸、肉用牛等31戸）の清浄性確認のため立入検査は、14日までに139戸全戸について終了し、20,660頭について臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（3,506頭）を行った。
- (2) また、移動制限地域外においても、疑似患畜確認農場と疫学的関連のある農場については、現在調査を進めているところである。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 17 日 20 時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第 4 4 報）

- 1 平成 12 年 5 月 11 日北海道本別町の 1 戸（705 頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
 - 2 発生農場における防疫措置
発生農場の飼養牛 705 頭については、15 日午前中までに全頭が殺処分の上埋却された。
 - 3 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - (1) 移動制限地域内にある農場の清浄性確認のため立入検査は、14 日までに 139 戸全戸について終了し、20,660 頭について臨床的に異常がないことを確認した。
なお、血清検査のための検体（3,506 検体）については、家畜衛生試験場において検査中である。
 - (2) また、移動制限地域外においても、発生農場と疫学的関連のある農場について調査を進めており、発生農場が牛を導入していたことが現時点で判明している農場 84 戸については、清浄性確認のための調査を開始している。
16 日までに 2 戸の立入検査を行い、臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血を行った。
- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線 4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいくつありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はあつりません。

平成12年5月18日20時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第45報）

- 1 平成12年5月11日北海道本別町の1戸（705頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
 - 2 発生農場における防疫措置
発生農場の飼養牛705頭については、15日午前中までに全頭が殺処分の上埋却された。殺処分終了後進められていた残存飼料、堆肥等の処理については本日終了した。
 - 3 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - (1) 移動制限地域内にある農場の清浄性確認のため立入検査は、14日までに139戸全戸について終了し、20,660頭について臨床的に異常がないことを確認した。
なお、血清検査のための検体（3,506検体）については、家畜衛生試験場において検査中である。
 - (2) また、移動制限地域外においても、発生農場と疫学的関連のある農場について調査を進めており、発生農場が牛を導入していた農場85戸の清浄性確認のための調査を開始している。
17日までに10戸の立入検査を行い、3,462頭について臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（280頭）を行った。
- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることは一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 19 日 17 時
畜産局 衛生課

口蹄疫への対応について（第 4 6 報）

- 1 平成 12 年 5 月 11 日北海道本別町の 1 戸（705 頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 発生農場における防疫措置
発生農場の飼養牛 705 頭については、15 日午前中までに全頭が殺処分の上埋却された。また、発生農場の残存飼料、堆肥等の処理については 18 日に終了した。
- 3 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - (1) 移動制限地域内にある農場の清浄性確認のため立入検査は、14 日までに 139 戸全戸について終了し、20,660 頭について臨床的に異常がないことを確認した。
なお、血清検査のための検体（3,506 検体）については、家畜衛生試験場において検査中である。
 - (2) また、移動制限地域外においても、発生農場と疫学的関連のある農場について調査を進めており、発生農場が牛を導入していた農場 85 戸の清浄性確認のための調査を開始している。
18 日までに 37 戸の立入検査を行い、12,623 頭について臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（994 頭）を行った。
- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線 4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 19 日 20 時
畜産局衛生課

ＯＩＥ主催の口蹄疫に関する会議について（第４７報） （情報）

1. 国際獣疫事務局（ＯＩＥ）は 6 月 20 日から 22 日までの日程で、「東アジア地域における口蹄疫に関する緊急会議」を東京で開催する予定との連絡があった。
2. 会議においては、日本、韓国、ロシア及び台湾での発生状況の他、東アジア地域における口蹄疫の血清型、症状の特徴、検査方法及び疫学調査の方法等について報告等が行われる予定である。
3. 我が国としては、本会議を今後の防疫対策の改善及び原因究明の手がかりを得る上で重要な会議と位置づけ、議論の中で今後における侵入防止措置、発生時の防疫体制の見直しに当たっての有用な情報入手することとしており、現在出席者の選定、報告内容の検討等を行っているところである。

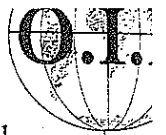
（参考）

国際獣疫事務局（ＯＩＥ）の概要

1. 本部所在地：フランス（パリ）
2. 設立年月日：1924年（大正13年）1月25日
3. 加盟国数：155ヶ国（1999年12月現在）
4. 目的：
 - ① 国際貿易上重要な家畜の伝染病の防疫のための国際基準等の策定
 - ② 世界各国における家畜の伝染病の発生状況等の情報の収集・提供
 - ③ 家畜の伝染病のサーベイランス・防疫に関する研究の国際的調和また、1995年の世界貿易機関（WTO）の設立とともに「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）」が発効し、ＯＩＥは動物検疫に関する国際基準を策定する国際機関として位置づけられている。
5. 我が国は1930年（昭和5年）1月28日加盟

問い合わせ先
畜産局衛生課

代 表：3502-8111
（内線4615）
夜間直通：3502-8388
担 当：伊藤



2000/5/19

東アジアにおける口蹄疫に関する緊急会議 (2000年6月20日-22日, はあといん乃木坂)

国際獣疫事務局は、東アジアにおける最近の口蹄疫の発生が台湾のみではなく、韓国、日本、極東ロシア及びモンゴルに続発している実情に鑑み、急きよ各国の専門家を一同に集め現状の把握と意見の交換をはかるため国際会議を東京で開催することを決定した。

本会議には、上記の国々の他に、香港および東南アジアの専門家および欧米、オーストラリア等の専門家も含め、合計約 30 名を召集し、問題点を 3 日間討議する予定である。最終的なプログラムはまだ未定であるが、日本、韓国、ロシアおよび台湾における発生状況の報告のみならず、それぞれの国で分離されたウイルスの特性、各種動物における臨床所見の比較、ウイルスの伝播経路等が検討される。その他、各国・地域における防疫対策の比較、口蹄疫ウイルスの侵入経路、サーベイランス・システムの問題、診断法の問題点等も討議される予定である。又、最終的には、再び清浄国になるための対策、および今後の各国の協力体制の強化、研究協力等についても討議し、6月22日に最終勧告を採択する予定である。

本会議は、非公開のため、会議中の取材はお控え願います。会議終了後行う記者会見の日時、場所については、追って発表いたします。

国際獣疫事務局 (OIE)

連絡先:

アジア太平洋地域事務所

Tel : 03-5411-0520

但し、5月22日-29日までは

OIE 総会(Paris)出席のため留守中。

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 20 日 17 時
畜産局 衛生課

口蹄疫への対応について（第 48 報）

- 1 平成 12 年 5 月 11 日北海道本別町の 1 戸（705 頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
 - 2 発生農場における防疫措置
発生農場の飼養牛 705 頭については、15 日午前中までに全頭が殺処分の上埋却された。また、発生農場の残存飼料、堆肥等の処理については 18 日に終了した。
 - 3 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - (1) 移動制限地域内にある農場の清浄性確認のため立入検査は、14 日までに 139 戸全戸について終了し、20,660 頭について臨床的に異常がないことを確認した。
なお、血清検査のための検体（3,506 検体）については、家畜衛生試験場において検査中である。
 - (2) また、移動制限地域外においても、発生農場と疫学的関連のある農場について調査を進めており、発生農場が牛を導入していた農場 85 戸の清浄性確認のための調査を開始している。
19 日までに 67 戸の立入検査を行い、22,030 頭について臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（1,765 頭）を行った。
- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線 4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年5月21日16時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第49報）

1 平成12年5月11日北海道本別町の1戸（705頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。

2 発生農場における防疫措置

発生農場の飼養牛705頭については、15日午前中までに全頭が殺処分の上埋却された。また、発生農場の残存飼料、堆肥等の処理については18日に終了した。

3 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等

(1) 移動制限地域内にある農場については、14日までに139戸全戸の立入検査が終了している。

(2) 移動制限地域外の発生農場と疫学的に関連のある農場の清浄性確認のための立入検査は、20日までに85戸全戸について終了し、25,311頭について臨床的に異常がないことを確認した上、血清検査のための採血（2,211頭）を行った。

(3) 家畜衛生試験場における血清検査の状況（5月20日現在）

	受入検体数	検査済検体数
移動制限地域内	3,506	3,506
疫学関連	580	60
計	4,086	3,566

4 5月20日までの血清検査の結果、移動制限地域内の農場137戸、疫学関連の農場2戸の合計139戸の清浄性が確認された。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいくつありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はあつりません。

平成12年5月23日20時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第50報）

- 平成12年5月11日北海道本別町の1戸（705頭）の疑似患者確認後現在までに、口蹄疫の新たな患者・疑似患者の確認はされていない。
- 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - 移動制限地域内にある農場については、14日までに139戸全戸の立入検査が終了している。
 - 移動制限地域外の発生農場と疫学的関連のある農場については、20日までに85戸全戸の立入検査が終了している。
 - 家畜衛生試験場における血清検査の状況（5月23日現在）

	受入検体数	検査済検体数
移動制限地域内	3,506	3,506
疫学関連	2,211	1,349
計	5,717	4,855

- 5月23日までの血清検査の結果、移動制限地域内の農場137戸、疫学関連の農場49戸の合計186戸の清浄性が確認された。
- お知らせ
一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4619）
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 5 月 24 日 19 時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第 5 1 報）

- 1 平成 12 年 5 月 11 日北海道本別町の 1 戸（705 頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - (1) 移動制限地域内にある農場については、14 日までに 139 戸全戸の立入検査が終了している。
 - (2) 移動制限地域外の発生農場と疫学的関連のある農場については、20 日までに 85 戸全戸の立入検査が終了している。
 - (3) 家畜衛生試験場における血清検査の状況（5 月 24 日 18 時現在）

	受入検体数	検査済検体数
移動制限地域内	3, 506	3, 506
疫学関連	2, 211	2, 211
計	5, 717	5, 717

- 3 5 月 24 日 18 時までの血清検査の結果、移動制限地域内の農場 137 戸、疫学関連の農場 85 戸の合計 222 戸の清浄性が確認された。
なお、移動制限地域内の農場 2 戸については、引き続き清浄性の確認のための検査を実施中である。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線 4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年5月25日19時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第52報）

- 1 平成12年5月11日北海道本別町の1戸（705頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 移動制限地域内の農場及び疫学的に関連のある農場の調査等
 - (1) 移動制限地域内にある農場については、14日までに139戸全戸の立入検査が終了している。
 - (2) 移動制限地域外の発生農場と疫学的関連のある農場については、20日までに85戸全戸の立入検査が終了している。
- 3 5月25日までの血清検査等の結果、移動制限地域内の農場139戸、疫学関連の農場85戸の合計224戸全戸の清浄性が確認された。
- 4 なお、移動制限措置、車両消毒等の防疫措置を継続するとともに疫学調査を引き続き実施していく。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいくらもありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありせん。

平成 12 年 5 月 31 日 15 時
畜産局衛生課

家畜伝染病予防法施行規則第 4 3 条の一部改正について（第 5 3 報） （中国からの偶蹄類動物の生体輸入禁止）

- 1 我が国は、口蹄疫等の海外悪性伝染病の発生状況に応じて家畜伝染病予防法第 3 6 条及び同法施行規則（以下「規則」という。）第 4 3 条に基づき一定の偶蹄類動物及びそれらの肉等についての輸入を禁止している。
- 2 これまで嚴重な輸入検疫を行うことにより、口蹄疫の我が国への侵入防止が可能と判断された中国等口蹄疫発生地域からの偶蹄類動物の生体については、輸入を認めてきたところである。
- 3 しかしながら、今般、我が国で典型的な臨床症状を示さない口蹄疫が発生し、中国等口蹄疫発生地域からの偶蹄類動物については、輸入検疫を行うことにより口蹄疫の侵入防止を図ることが難しいと判断せざるを得ない状況となった。
- 4 このため、5 月 3 1 日付けで規則第 4 3 条の表の一部を改正し、同日より口蹄疫発生地域からの偶蹄類動物の生体輸入をすべて禁止することとした。
- 5 この措置により従来可能であった中国からの偶蹄類動物の生体輸入が禁止される。

（注）中国からの偶蹄類動物の輸入は、平成 9 年以降牛については実績がなく、豚については平成 1 1 年に 4 頭（展示用）のみである。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3 5 0 2－8 1 1 1
（内線 4 6 2 9、4 6 1 5）
夜間直通：3 5 0 2－8 3 8 8
担 当：守永、伊藤

改正前

偶蹄類動物及びその肉等の輸入禁止地域の区分（概略）
（家畜伝染病予防法施行規則第43条）

平成12年4月10日現在

区分	第43条の表の地域区分	地 域	輸入禁止の対象物	
			生 体 精 液 受精卵	ソーセージ ハ ム ベーコン 肉・臓器
0	表以外の地域	カナダ、アメリカ等 (33地域)	全て輸入可能	
1	表の1の地域	英国(グレート・ブリテンに限る)等 (8地域)	輸入禁止 但し ①加熱処理基準に従って加熱したもの(加熱処理施設の指定は輸出国政府機関によるもので可) ②生産及び保管の基準に従って取り扱われた英国産又は同表区分0の地域から英国に直接輸入された豚肉及び豚の臓器は輸入可能	
2	表の2の地域	中華人民共和国(香港及びマカオを除く) (1地域)	輸入可能	輸入禁止 但し、農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理等されたものは輸入可能(処理施設等の指定は輸出国政府機関によるもので可)
3	表の3の地域	上記以外の地域	輸入禁止	輸入禁止 但し、農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理等されたものは輸入可能(処理施設等の指定はわが国の農林水産大臣によるものに限る)

改正後

偶蹄類動物及びその肉等の輸入禁止地域の区分（概略）
（家畜伝染病予防法施行規則第43条）

区分	第43条の表の地域区分	地 域	輸入禁止の対象物	
			生 体 精 液 受精卵	ソーセージ ハ ム ベーコン 肉・臓器
0	表以外の地域	カナダ、アメリカ等 (33地域)	全て輸入可能	
1	表の1の地域	英国(グレート・ブリテンに限る)等 (8地域)	輸入可能	輸入禁止 但し ①加熱処理基準に従って加熱したもの(加熱処理施設の指定は輸出国政府機関によるもので可) ②生産及び保管の基準に従って取り扱われた英国産又は同表区分0の地域から英国に直接輸入された豚肉及び豚の臓器は輸入可能
2	表の2の地域	上記以外の地域 (中華人民共和国等)	輸入禁止	輸入禁止 但し、農林水産大臣の定める基準に従って加熱処理等されたものは輸入可能(処理施設等の指定はわが国の農林水産大臣によるものに限る)

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することはなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成 12 年 6 月 6 日 17 時
畜産局衛生課

口蹄疫への対応について（第 5 4 報）

- 1 平成 12 年 5 月 11 日北海道本別町の 1 戸（705 頭）の疑似患畜確認後現在までに、口蹄疫の新たな患畜・疑似患畜の確認はされていない。
- 2 5 月 11 日に患畜・疑似患畜が確認された農場を中心とした半径 10 km の移動制限地域については、5 月 25 日までに 139 戸全戸について血清検査等の結果清浄性が確認されている。
- 3 更に、6 月 1 日、2 日に再度の立入検査を行ったが異常は認められなかった。
このため、今後特段の異常が認められない限り、当該移動制限は 6 月 9 日午前 0 時をもって解除される予定である。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ [<http://www.maff.go.jp>] の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線 4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいっさいありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年6月6日17時
農林水産省家畜衛生試験場
畜産局

国内で分離された口蹄疫ウイルスを用いた感染試験成績について
(第55報)

4月9日宮崎県高岡町で確認された患畜から分離された口蹄疫ウイルスを用いて、5月1日から家畜衛生試験場で行った牛及び豚への感染試験成績の概要は次のとおり。

- 1 牛(乳用種)1頭にウイルスを接種して牛(乳用種)1頭を同居させるとともに、豚1頭にウイルスを接種して豚2頭を同居させた。その結果、
 - (1) 牛に関しては、
 - ① ウイルス接種牛及び同居牛では、接種牛に軽度の発熱が認められた以外に異常は認められなかった。
 - ② ウイルス接種牛では抗体の上昇が認められたが、同居牛では抗体の明らかな上昇は認められなかった。
 - (2) 豚に関しては、ウイルス接種豚及び同居豚すべてに、一過性の発熱、四肢蹄部の水疱形成及びこれに伴うは行(歩行困難)が観察され、抗体の上昇も認められたほか、感染初期には鼻汁中へのウイルスの排泄も認められた。
- 2 これまでの試験成績の評価
 - (1) 牛では通常発症すると思われる十分なウイルス量を接種したにもかかわらず試験牛(乳用種)は症状を示さなかったことから、感染、伝播しにくいことが明らかとなった。
しかしながら、宮崎の症例(黒毛和種)では同居牛に伝播していることから、更に品種による感受性の差や感染量等について検討することとしている。
 - (2) 豚では典型的な症状を示し、同居感染も認められた。
したがって、現在全国の養豚農場では臨床的な異常が認められていないことから、これらの農場は清浄であると判断されるが、引き続き、臨床観察の励行と飼養施設の衛生管理、厨芥残さ利用時の加熱給与等の一般的衛生管理を徹底する必要がある。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]の「口蹄疫関連情報」等に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線4619)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、小野寺

今回の口蹄疫の発生に対する対応について
(農林水産大臣談話)

平成12年6月9日

本年3月25日に宮崎県において、我が国では92年ぶりとなる口蹄疫発生が確認され、また、5月11日、北海道においてその発生が確認されました。農林水産省としては、発生以来関係都道府県、市町村、団体等と協力して口蹄疫のまん延防止に全力を尽くしてまいりましたが、関係者の懸命の努力により、北海道における本日の移動制限の解除をもって、これまで講じてきた一連のまん延防止措置は終了することとなります。

その間、農林水産省は正確な情報を迅速に提供することに努めて参りましたが、幸い生産関係者はもちろん流通関係者や消費者のご理解もあって、流通や消費の段階で懸念された混乱を避けることができたことに感謝しております。

今後は、感染経路の究明及び国際的な口蹄疫清浄国への復帰に向けた国内の清浄性の確認が課題として残されておりますが、これらに最大限の努力を注いでまいることとしております。

具体的には、これまで得られた検査結果、疫学調査結果等を踏まえるとともに、専門家の意見も聴きながら、追加的な調査等を実施することとしておりますので、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

また、今月下旬には東京においてOIE（国際獣疫事務局）主催による口蹄疫に関する会議が予定されておりますが、農林水産省としては、この機会に近隣各国との間で専門家同士による十分な情報の交換が行われ、今後の対応に役立てられる成果が得られることを期待しているところであります。

更に、今回得られた様々の課題を、国、都道府県、市町村、団体ごとに整理して、必要があれば、家畜伝染病予防法等制度面における見直しも行うこととしたいと考えております。

これまでの国民の皆様方のご協力に感謝申し上げますとともに、今後の家畜防疫の推進にご支援をいただくようお願い申し上げます。

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年6月22日17時
畜産局衛生課

○ I E主催の口蹄疫に関する会議について（第56報） （情報）

- 1 国際獣疫事務局（OIE）主催の「東アジア地域における口蹄疫に関する会議」が東京において6月20日～22日、日本、韓国、台湾、ロシア、モンゴル等の各国の代表等が参加して開催された。我が国からは畜産局衛生課、家畜衛生試験場及び動物検疫所からそれぞれ専門家が出席した。
- 2 本会議においては、①東アジア地域各国での口蹄疫の発生状況、②発生原因、③診断、④防疫対策等について報告・意見交換が行われ、今後、口蹄疫を東アジア地域全体の問題として位置づけ、関係各国や関係国際機関による情報の開示と共有、これら情報を踏まえた危険度分析等によるよりの確な侵入防止対策の構築及び診断体制の強化等について積極的に取り組む必要性が強調された。
- 3 これら報告、意見交換の結果を踏まえて、本会議において国際機関、東アジア各国に対して①情報の収集と共有、②会議の定期的開催、③診断体制の強化、④発生原因が粗飼料である可能性を否定できず、それらの危険度分析を取り入れた危機管理対策の実施、⑤研究の強化等についての勧告が出された。
- 4 我が国としては、ロシア、モンゴルにおける発生もアジアで流行しているウイルスと近縁のものによるものであること等の疫学知見、本会議の結果及び勧告を踏まえ、発生原因の究明、危険度分析を取り入れた侵入防止対策の強化、防疫体制の見直しについてさらに検討を加えるとともに国際的な清浄国への復帰に全力を挙げることにしている。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代 表：3502-8111

（内線4615）

夜間直通：3502-8388

担 当：伊藤

口蹄疫は、人に感染することはない、また、感染牛の乳肉は市場に出回ることはいくらもありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありませぬ。

平成12年9月1日 17時
農林水産省家畜衛生試験場
畜産局

国内で分離された口蹄疫ウイルスを用いた感染試験成績について（第57報）

4月9日宮崎県高岡町で確認された患者から分離された口蹄疫ウイルスを用いて、6月26日から家畜衛生試験場で行った第2回目の牛及び豚への感染試験成績の概要は次のとおり。

- 1 ウイルスを接種した牛（黒毛和種）と非接種の牛（黒毛和種）を同居させた試験区、及びウイルスを接種した牛（黒毛和種）と非接種の豚を同居させた試験区の二つについて感染試験を実施した結果、
 - (1) ウイルス接種牛、非接種の同居牛については、いずれにも発熱、口腔・鼻腔内のび爛、潰瘍などの症状が観察され、抗体の上昇や鼻汁中へのウイルス排泄も認められたが、水疱ほどの部位にも認められなかつた。
 - (2) ウイルス接種牛と同居させた非接種の豚2頭については、症状、抗体の上昇、ウイルス排泄のいずれも認められなかつた。
- 2 第1回の感染試験成績（第55報）と合わせた試験成績の評価
 - (1) 牛では、乳用種で、感染に必要な十分量のウイルスを接種しても症状を示さず、感染、伝播しにくいことが明らかとなっていたが、今回の黒毛和種での試験では、宮崎の発生事例に類似した症状や同居感染も認められ、その発生状況を再現する成績となった。
 - (2) 豚では、感染に必要な十分量のウイルスを接種すれば典型的な症状を示し、同居感染も認められることが明らかとなっていたが、感染した黒毛和種牛に同居させた豚で感染が確認されなかつたことから、比較的感受性の高い黒毛和種牛であっても、豚への感染が成立するだけの十分なウイルスを排泄していないことが示唆された。

○ お知らせ

一連のプレスリリースは農林水産省ホームページ[<http://www.maff.go.jp>]に掲載されています。

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
(内線4617)
夜間直通：3502-8388
担 当：小倉、伊藤

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年9月1日17時
畜産局衛生課

口蹄疫清浄国の認定のためのOIEへの報告について（第58報）

国際獣疫事務局（OIE）による我が国の口蹄疫清浄国の認定審査は、今月25日から29日に開催される「口蹄疫その他疾病委員会」会合において行われる。

このため、本日、以下の事項に関する報告書を同事務局に提出した。

- 1 発生時のまん延防止措置の実施状況
- 2 臨床的及び血清学的サーベイランスの結果
- 3 侵入防止措置の実施状況
- 4 原因究明のための疫学調査の結果
- 5 その他

なお、同委員会には、担当の家畜防疫官が出席する予定である

問い合わせ先
畜産局衛生課
代 表：3502-8111
（内線4615）
夜間直通：3502-8388
担 当：伊藤

プレスリリース

口蹄疫は、人に感染することではなく、また、感染牛の乳肉は市場に出回ること是一切ありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。

平成12年9月1日17時
畜産局衛生課

口蹄疫の疫学調査について（第59報）

今回の口蹄疫の発生原因を究明するため、これまで口蹄疫の侵入源として考えられる家畜、人、車両、輸入飼料、風・黄砂、畜産物等について情報を収集し、網羅的にその侵入源としての可能性を検討してきた。その結果、今回の口蹄疫の侵入源については、現在までに得られた以下の情報から、初発農場で使用されていた中国産麦ワラが他の要因に比べ侵入源として最も可能性が高いことが明らかとなった。

- 1 今回発生した口蹄疫の原因ウイルスの遺伝子断片の塩基配列の分析により、近年東アジアで流行している Pan Asian topotypeであることが判明したことから、東アジアから侵入した可能性が高いこと。
- 2 初発農場で給与されていた中国産麦ワラは、ウイルスが生存しやすい冬期に輸入されたものであること。
- 3 中国産麦ワラの輸入は最近急増し、特に北海道、宮崎県で大量に飼料として使用されていたこと。

初発農場発生後の国内の口蹄疫の感染経路については、現在までのところ結論を得るのに十分な情報が得られていない。

問い合わせ先
畜産局衛生課

代 表：3502-8111
(内線4615)

夜間直通：3502-8388
担 当：伊藤